

會學濟經學大國帝都京

# 叢論經濟

號五第 卷六十三第

行發日一月五年八和昭

## 論叢

國有鐵道の民營化……………法學博士 神戸 正雄  
 生産力の自己運動……………文學博士 高田 保馬  
 ヘーゲル史觀の實踐的構造……………經濟學博士 石川 興二

## 時論

昭和八年度豫算より觀たる財政計畫……………法學博士 小川 郷太郎

## 研究

獨占産業組織の社會的影響……………經濟學士 大塚 一期  
 平均利潤率再論……………經濟學士 柴田 敬

## 說苑

中心都市における工業集積……………經濟學士 菊田 太郎  
 英米兩國所得稅の特徴……………經濟學士 佐伯 玄洞

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

# 英米兩國所得税の特徴

佐伯 玄洞

## 第一段 緒論

第一、先進列強の税制研究の必要——我が國の財政は數年來急激なる膨脹の傾向を辿りその絶對額に於て巨大なる數字を示したばかりでなく、その實質的内容

に於ても憂慮すべき數多の問題を提起したのである。昨年十一月末昭和八年度豫算案が發表せられその歳出總額が二十二億數千萬圓の巨額に上りその約五分の二に當る部分が公債を以て支辨さるゝことが明白となるや、我が國の論壇は之等の諸問題を繞つて非常なる活氣を呈するに至つた。然るに今や議會に於ける審議も終了し、二十二億數千萬圓に上る大豫算は多少の異論はあつたとしても無事成立を遂げ遂げ實施せらるゝこととなり、批判論難の時期を過ぎ將に實行の過程に入つてゐる。併し問題は全く解決された譯ではない。巨額の公債發行による財政の形式的收支の均衡は數年ならずして百億圓の公債負擔を必然的ならしめた。こゝに於て公債か増税かの問題は益々その重要性を累加し、赤字公債の出現と共に力強く唱へられて來た年來の増税論は益々その勢力を得つゝあり、それに伴ふ税制改革の機運は益々濃厚となりつゝある。而かも今や税制の根本的改革は不可避とさへ考へらるゝに至つてゐる。

我が國に於ける税制の根本的整理の主張は既に長い間續けられて來た。そしてそれに對する目標も既に明確に提示されてゐる。<sup>1)</sup>而かも整理の實際は遅々として進まず尙幾多の問題を未解決の中に殘して今日に及んでゐる。然るに今や財政の危機に直面して税制の根本的改革は必至の狀勢の下にあると見られる。この時に當り先進列強の税制を詳細に考察して、來るべき税制改革に對する參考資料を供することは決して無意義ではあるまいと思はれる。

第二、英米所得税研究の必要——『今日各國を通じて租税の名を以て呼ばれてゐるものは澤山ある。併し税質、税格からいふてその王座を占むるものは所得税である。』<sup>2)</sup>『所得税は何れの國に於ても租税制度の根幹中樞をなすものと見做され、租税制度中所得税の占むる地位如何によつて税制の良否を判断せらるゝ状態である。』<sup>3)</sup>故に税制の根本的検討は先づ所得税から始めねばならない。然るに所得税は現在世界の殆んど全ての國に採用せられ、その一國財政上に占むる意義は必ず

しも同一ではない。その輕重の程度は千差萬別である。それは固より各國の經濟的、政治的、社會的なる事情並びに税制そのものゝ組織にも由來する所であるが、英米二國に於ける所得税程その税制中に占むる地位の高きものはない。<sup>4)</sup>而かも英國の所得税はその歴史の古き點に於て、その組織の極めて實際的なる點に於て注目し價するものであり、<sup>5)</sup>米國の所得税はその歴史極めて新しく未だその傳統の長きを誇るに足らずと雖も、その組織の近代的であり、その成績の優秀なる點に於て注目せらるべきものである。<sup>6)</sup>これこゝに英米兩國に於ける所得税を考察せんとする所以である。

右に述ぶるが如く、英米兩國に於ける所得税はいづれも大なる特徴を有し充分研究に價するものと思はれるが、それらは夫々その根本的建前を異にし、従つてその組織を異にしてゐる。故に兩國に於ける所得税の組織を同時に叙述することは事實上不適當であり、且困難である。かくてこゝには便宜上項を分つて別々に説明をなし、然る後兩者を比較對照して夫々の特質を

1) 神戸博士 現行税制及其整理。

2) 神戸博士 前掲書三頁。

3) 星野直樹 税法。(現代法學全集第二十三卷)

4) P. Haensel; Der Staatshaushalt und Finanzsystem Grossbritaniens. (Handbuch der Finanzwissenschaft. III. S. 70-99.): J. W. Hills and E. A. Fellowes; The Finance of Government. 1932. P. 61; Statistisches Reichsamt; Finanz

明にしたいと思ふ。

## 第二段 英國の所得税<sup>7)</sup>

第一、英國の所得税の組織——英國の所得税は二つの部分から成つてゐる。その一つは普通所得税 (Normal Tax) であり、他は附加所得税 (Sur-Tax) である。前者は各人の全所得をその客體とし、後者は二千磅以上の所得をその客體とするのである。いづれも純所得を課税標準とし、納税義務者は原則として英國内に居住する者及び英國内にある源泉より所得を得る者とされてゐる。

第二、普通所得税——普通所得税は自然人又は法人の全ての所得をその客體とするのであるが課税の便宜上之を五種類 (5 Schedules) に分類し、課税標準には所得の種類に依つて賃賃價格又は實收額をとり、或は源泉課税法により或は直接課税法に依つて専ら徵稅上の効果を期してゐる。而して此の場合に於ける税率は比例税率であつて、普通には標準税率 (Standard Rate) と

英米兩國所得税の特徴

呼ばれ毎年の財政法 (Finance Act) を以て決定する、ことになつてゐる。

(註) Schedule System は全ての所得を五種類に分類する。

謂はゞ一種の個別所得税又は收益税の集成である。

A 種、土地、家屋等の所有より生ずる所得。

B 種、土地の占有より生ずる所得。

C 種、國債利子、年金等の所得。

D 種、商工業所得及びその他の所得。

E 種、俸給所得。

右の中 A 及び B は通常賃賃價格を課税標準とし、その賃賃價格は三年毎に調査決定せらるゝことになつてゐる。その他のものは毎年の實績或は豫算を課税標準とする。而して A、C、E に於ては原則として源泉課税の方法によるのであるが、他は直接課税の方法による。

普通所得税の税率は年々の財政法に依つて決定さるゝのであるが、一九一三年度以來の税率を見れば次の如くである。

一九一三—一四年	一磅に付	一志二片	五・八四%
一九一四—一五年	”	一志三片	六・二五%
一九一五—一六年	”	二志六片	一二・五〇%
一九一六—一八年	”	五志	二五・〇〇%
一九一八—二二年	”	六志	三〇・〇〇%

第三十六卷 八八九 第五號 一四九

und Steuern im In- und Ausland. 1930.: League of Nations; Memorandum on Public Finance. 1922-1928.: Statistisches Jahrbuch. 1931.

- 5) E. R. A. Seligman; The Income Tax, a study of the history, theory, and practice of income taxation. 1914.
- 6) R. Strecke; Die Bundes-Einkommensteuer der Vereinigten Staaten von Amerika. 1931.

一九二二—二三年	五志	二五・〇〇%
一九二二—二五年	四志六片	二二・五〇%
一九二五—三〇年	四志	二〇・〇〇%
一九三〇—三一年	四志六片	二二・五〇%
一九三一—三二年	五志	二五・〇〇%

納稅義務者の範圍は諸外國のそれと大同小異である。大體人的方面 (Anfenthaltsmerkmal) と物的方面 (Usprungsmerkmal) の兩方面から規定されてゐる。<sup>9)</sup>

以上に依つて明かなる如く、英國の普通所得税は長き傳統の基礎に立ち、極めて効果的なる組織を有するのであるが、その唯一の缺點とも云ふべきことは Schedule System に依れる結果、物稅的な従つて収益稅的な色彩濃厚にして一見普通所得税に於ける負擔の適正を疑はしむることである。この點に關しては種々の見地より批評せられ得ると考へられるのであるが、この點に關する批評を正鵠ならしむるためには更に戻稅制度の存在を理解する必要がある。即ち各種類につき比例稅率を以て一應課税せられた各種所得は納稅者の申告を基礎として綜合せられ、更に之に對する人的

要素の加味、(勤勞所得輕課、扶養家族に對する斟酌、最低生活費の控除等) が行はれ、その結果前に徴收したる稅額がこの場合の課稅所得に對する稅額に超過する場合にはその超過額だけ拂戻することゝなつてゐるのである。<sup>11)</sup> かくて普通所得税に於ける物稅的な色彩は幾分解消され、結局に於て不充分ではあるけれども人稅的のものとなり多少小所得輕課の目的を達してゐるのである。

(註) 英國の普通所得税はその種類により或は源泉課稅法により或は直接課稅法により標準稅率を適用して一應課稅する仕組みになつてゐることは既に述ぶるが如くであるが、かくて收納された稅額は總ての所得を綜合し之に各種の人的要素を加味することによつて算出されたる稅額を超過するものが普通である。従つて斟酌せらるべき個人的事情を有するものは總所得の申告と同時に之等の事情を申告して控除を請求することゝなつてゐる。かくの如くして超過收納稅額の拂戻さるゝものは年々多額に上るのであるが、一九二二—二三年に於ける拂戻額は收納稅額の一七%即ち五千三百五十萬磅に上りその請求者は實に百五十萬人の多數を算してゐる。<sup>12)</sup>

7) H. Arendt; Entwicklung und innerer Aufbau der englischen Einkommensteuer. 1931.  
 W. E. Snelling; Dictionary of Income Tax and Sur-Tax. Practice. 1931.  
 E. M. Taylor and V. H. M. Bayley; Income Tax and Sur-Tax. 1930.  
 H. B. Spaulding; The Income Tax in Great Britain and the United States. 1927.

英國の所得税に於て斟酌せらるゝ個人的事情<sup>13)</sup>

(イ) 勤勞所得に對してはその六分の一の控除を許す。但しその控除額は二百五十鎊を限度とする。尙妻の勤勞所得に對しては十分の九の控除を許すが、その控除額は四十五鎊を越ゆるを得ない。

(ロ) 扶養家族中所得六十鎊以下の子女にして十六歳未満又は在學中の者に對しては最初の一人に付三十六鎊、それ以外のものは二十七鎊の控除を許し、所得五十鎊以下にして且自活能力なき扶養親族に對しては一人に付二十五鎊、育兒又は家事管理のため同居する婦人に對しては一人に付六十鎊の控除を認める。

(ハ) 最低生活費として獨身者に對しては百三十五鎊、夫婦生活者に對しては二百二十五鎊の控除が許される。

以上普通所得税の組織の概要を述べ若干その特質を考察したのであるが、更に附加所得税の組織及び特質を究明する。

第三、附加所得税——附加所得税は普通所得税と異り二千鎊以上の所得をその客體とする。而かも普通所得税が自然人の所得及び法人の所得に對し何等の差別なく適用せらるゝに反し、附加所得税は自然人の所得にのみ課せらるゝものである。税率は超過額累進で<sup>14)</sup>

英米兩國所得税の特徴

あり、大所得者には極めて高き税率が課せられてゐる。是に依つて之を見れば附加所得税は一定額以上の個人所得に對して累進率を課するものであるから、人税としての所得税の本領を十分に發揮せるものと云ふべく、各人の負擔能力に應ずる課税をなすものといふことが出来るのであるが、これを普通所得税の構成と併せ考ふるならば英國所得税の最高目標が何であるかは容易に推察することが出来るのである。

(註) 一九三〇年度に於ける附加所得税の税率<sup>15)</sup>

二、〇〇〇鎊を越え	二、五〇〇鎊に至る金額一鎊に付一志	五%
二、五〇〇	三、〇〇〇	一志三片 六・二%
三、〇〇〇	四、〇〇〇	二志 一〇・〇%
四、〇〇〇	五、〇〇〇	三志 一五・〇%
五、〇〇〇	六、〇〇〇	三志六片 一七・五%
六、〇〇〇	八、〇〇〇	四志 二〇・〇%
八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五志 二五・〇%
一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	五志六片 二七・五%
一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	六志 三〇・〇%
二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	六志六片 三三・五%
三〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	七志 三五・〇%
五〇、〇〇〇を越ゆる金額	七志六片	三七・五%

F. Meisel; Britische und Deutsche Einkommensteuer. 1925.  
 O. Bühler; Die englische Einkommensteuer. 1925.  
 R. Staples; Income Tax and Super Tax, Law and Cases. 1925.  
 B. Moll; Lehrbuch der Finanzwissenschaft. 1930. S. 508 ff.  
 8) H. Arendt; a. a. O. 40 ff. H. B. Spaulding; op. cit. P. 238.  
 9) H. Arendt; a. a. O. S. 14.

第四、英國所得稅の特徴——英國の所得稅制度を全體に亘つて通觀すれば、先づその基調として物稅的な組織を採り専ら遁脫の少からんことを期待せるに拘らず、結局に於ては人稅的分子を加味することに依つて應分負擔の理想を實現せんとしてゐることを知るのである。即ち、普通所得稅に於ては小所得輕課の主旨を實現せんとし、附加所得稅に於ては大所得重課の思想を發揮せんとしてゐるのである。従つて英國の所得稅の特徴とする所は普通所得稅に配するに附加所得稅を以てし、二段の構へに依つて租稅の最高原則を實現せんとせることであり、更に又普通所得稅に於て Schedule System を採用してあらゆる所得を把握し以て稅收入の大ならんことを期し同時に負擔を公平ならしめんとしてゐることである。

### 第三段 米國の所得稅<sup>16)</sup>

第一、米國の所得稅の組織——米國の所得稅はこれを個人に對する所得稅と法人に對する所得稅とに分つ

ことが出来る。個人に對するものは更に普通所得稅 (Normal Tax) と附加所得稅 (Sur-Tax) とに分たれる。前者は個人の全所得をその客體とし、後者は一萬弗以上の個人所得をその客體とするのである。

第二、個人所得稅——個人所得稅中普通所得稅は個人の純所得をその客體とするのであるが、課稅に當つては種々の個人的事情の斟酌(勤勞所得輕課、扶養家族に對する控除、最低生活費の免除等)を行ふ。稅率は小所得者輕課の目的から所得額の最初の四、〇〇〇弗に對しては一・五パーセント、次の四、〇〇〇弗に對しては三パーセント、其超過額に對しては五パーセントとなつてゐる。次に附加所得稅は一萬弗以上の大所得をその客體とするのであるが、その所得階級は二十の多きに分たれその稅率には強き超過額累進率を採用されてゐる。<sup>17)</sup>

(註) 普通所得稅に於ける個人的事情の斟酌<sup>18)</sup>

(イ) 勤勞所得に對しては之に對する稅額の四分の一の控除を許す。而して一般には五千弗以下の個人所得は全て之を勤勞所得と見做し、五千弗を超えるものに就てはその

10) 英國の所得稅に Schedule System の始めて採用されたのは 1803 年のことであつて、その後の改正に於ても捨てられず今日に及んでゐる。  
 11) H. B. Spaulding; op. cit. P. 21.  
 12) H. B. Spaulding; op. cit. P. 21.  
 13) H. B. Spaulding; op. cit. P. 19-20.  
 14) W. E. Snelling; op. cit. P. 162 ff.; W. Lotz; Finanzwissenschaft. 1931. S.

中五千弗だけを勤勞所得と見做すのである。併し三萬弗を越ゆる所得は如何なる場合に於てもこれを勤勞所得と認めないこととなつてゐる。

(ロ)扶養家族に對する控除としては、扶養家族中十八才未満の者又は自活能力なき不具廢疾者ある場合にはそれらの一人に付四百弗の控除を許す。

(ハ)最低生活費としては獨身者に對して千五百弗、家長及夫婦同居者に對しては三千五百弗が免稅せられる。

附加所得稅の稅率

一、〇〇〇〇弗を超え一四、〇〇〇〇弗に至る金額	一%
一、四〇〇〇〇	二%
二四、〇〇〇〇	四%
六四、〇〇〇〇	六%
七〇、〇〇〇〇	七%
八〇、〇〇〇〇	八%
一〇〇、〇〇〇〇	九%
一〇〇、〇〇〇〇弗を超ゆる金額	二〇%

第三、法人所得稅——次に所得稅は法人の純所得をその課稅標準とするのであるが、その所得の計算方法は個人所得稅に於けると何等異なる所はない。而かも尙法人所得を個人所得より區別して取扱ふ所以のものは、

法人を以て經濟上個人とは異なる性質を有するものとなすからである。法人所得稅に於ける稅率は劃一的な比例稅率であるが、その割合は個人所得稅との均衡上極めて高く定められてゐる。現行法に於ける稅率は一二パーセントである。<sup>15)</sup>

第四、米國所得稅の特徴——以上米國の所得を個人所得稅、法人所得稅の二つに分つて見たのであるが、要之米國の個人所得稅は原則として申告を基礎とする綜合課稅主義即ち累進稅率の適用に依り應分負擔の原則を實現することに努力し、人稅的色彩を強く示してゐるのである。従つて、米國の個人所得稅は理論上所得稅の理想型態といふことが出来るのであるが、申告に基く綜合課稅主義を採用せる當然の結果として之に伴ふ弊害を避けることが出来ないのである。<sup>20)</sup> 加之、國債利子所得を全然免稅とし、會社配當金を普通所得稅より除外せることによつて理想としたところは更に歪められてゐるのである。<sup>21)</sup> 併しいづれにせよ米國の所得稅の有する最大の特徴は綜合課稅主義の基礎に立てる

472 ff.  
 15) H. Arendt; a. a. O. S. 66-73.  
 16) R. Strecke; Die Bundes-Einkommensteuer der Vereinigten Staaten von Amerika. 1931.  
 G. A. Spaulding; Federal Income Taxation. 1931.  
 E. L. Kohler; Federal Income Taxes. 1927.

ことでなければならぬ。

#### 第四段 英米兩國の所得税の比較

以上に於て我々は英米の所得税をその大體について考察しその組織の概要を知つたのであるが、兩者は一見極めて相似たる組織を有してゐるやうに見える。普通所得税、附加所得税を對立せしめたる點に於て、その所得の計算に於て *Quellentheorie*<sup>22)</sup> を採用せる點に於て全く同一の機構を有するかと思はれる。併しそれは皮相なる觀察の結果にすぎないのであつて、仔細に觀察する時は全然相異なる原理の上に立ち、全く異なる組織を有することを知るのである。

第一、英國所得税の基調と態様——英國の所得税は個別所得税を土臺として之に配するに一般所得税を以てし、前者に於ては法人所得、個人所得の區別なく源泉課税主義を適用して専ら遁脱の少からんことを期し、然る後複雑なる手續を経て人税的要素を加味することにより僅かに物税的な缺點を修正し、更に後者に於て綜合累進の方法をとり人税としての所得税を活用し

て兩者の長短を相補ふ組織となつてゐる。かくて英國の所得税に於ては普通所得税が附加所得税の前提となり、收益税體系を以て一般所得税を補充する場合よりも更に緊密なる程度に於て補充の任務を果し、兩々相俟つて渾然たる一體としてその使命を果す點に於て確かに獨特の存在たるを失はないのである。かくて『英國の所得税は恰も居住者の交代する毎に造作せられたる家屋の如く外觀極めて複雑にして態様整はずと雖もその利便極めて大にして實用的なり』<sup>24)</sup>といふ評言の適切なる所以を知るのである。

第二、米國所得税の基調と態様——之に反して米國の所得税は個人の所得と法人の所得とを區別し、共に綜合課税の方針によるとは云へ別々の税率を適用し、根本的にその取扱ひを異にしてゐるのである。即ち、個人所得税に於ては普通所得税と附加所得税を分ち小所得輕課の主旨を明にし、更に強き累進税率を採用して大所得重課の思想を表し人税として所得税の特色を發揮してゐると考へられる。併し、法人所得税に於ては比例税率を採用して極めて原始的な方法により、所

H. B. Spaulding; The Income Tax in Great Britain and the United States. 1927.

R. M. Haig; The Federal Income Tax. 1921.

17) G. A. Spaulding; op. cit. P. 33-34.

18) R. Strecke; a. a. O. S. 79 ff.; G. A. Spaulding; op. cit. P. 24--27.

19) R. Strecke; a. a. O. S. 82 ff.; G. A. Spaulding; op. cit. P. 151 ff.

得税の名に價しない態様を示してゐる。

第三、英米兩國の所得税の比較——要之英國の所得税は長き傳統を重んじ分類主義 (Schedule System) に依れる點に於て、或は極めて廣き範圍に亘つて源泉課税 (Stoppage at Source)<sup>25)</sup> の適用をなせる點に於て、或は又その税率は年々の財政法 (Finance Act) によつて決定せられその時その時の財政的需要に應ずる仕組みとなれる點に於て、大なる特色を有するものである。之に對して米國の所得税は原則として綜合課税主義

(lumpsum method)<sup>26)</sup> に依り、あらゆる所得を申告に基いて綜合し、累進税率を適用して應分負擔の目的を達せんとしてゐる。而かも税率は年々改正せらるゝことなく一定期間据置かるゝことを普通とする。従つて米國の所得税は英國のそれに比すれば全く異なる基調に立つものであり、異なる類型を代表するものと云ふことが出来る。今この二つの類型を比較するに夫々得失あり、にはかにその優劣を斷するを得ないのであるが、共に應分負擔をその目標とせる點に於ては同一にして、只異なる所はその目的を達せんとする仕組みにありといふ

### 英米兩國所得税の特徴

ことが出来るのである。かくて是非の論はいづれがよく實際に於てその目的を實現しつゝあるかにかゝるのである。併しながらこの兩者が夫々異なる方法、異なる組織を有するに至つたのは、夫々その歴史的背景を異にし、經濟的、政治的並びに社會的事情を異にするがためであつて、その緣由する所は極めて遠く且深いのである。故にその比較論評も亦そこまでさかのぼることを必要とするのであるが、こゝには理論的立場から一應の比較をなすに止める。

思ふに英國の所得税も米國の所得税に夫々長所を有すると同時に短所を有してゐる。而かも夫々の有する長所は同時に短所である。即ち、英國の所得税に於ける分類主義、これに伴ふ比例税率による源泉課税主義は極めて効果的なる徵税法ではあるけれども、負擔の公平といふ點に於ては疑問の餘地あるものと云ふべく、従つてそれが人的所得税としてその使命を果すためには戻税といふが如き面倒なる手續を必要とし、その結果一般納税者は正確に自己の税額を算出することが出来ないといふことになるのである。又米國の所

20) 神戸博士 現行税制及其整理一二八頁以下。

21) G. A. Spaulding; op. cit. P. 36. 神戸博士 租税研究第六卷一四八頁以下、第九卷一二二頁。

22) Moll; Lehrbuch der Finanzwissenschaft. S. 465.

23) 神戸博士 日本租税論一頁以下。

24) 土橋友四郎 世界各國憲法、英國憲法、九頁。

第五段 結 論

得稅に於ける綜合累進課稅は理論的には應分負擔の理想を實現するに最も適當なる方法であるけれども、實際に於ては少からざる遁脱の行はるゝことを如何ともすることが出来ない。而かも稅制の實際について見るに徹底的なる綜合累進課稅主義は國債利子に對する免稅に依つて破れ、法人所得に對する比例稅率の採用によつて著しく歪曲せられ、更に國稅として的一般所得稅を補完すべき收益稅體系の存せざることに依つて益々不公平なる結果を招來してゐるのである。而かも最近經濟社會の進歩に伴ひ動的資本は益々増加する傾向にあるのであるが、申告を基礎とする綜合課稅主義はかゝる動的資本よりの所得を完全に捉へることが出来ないものである。<sup>28)</sup>かく考ふに於てはいづれの所得稅が優つてゐるとも斷ずることは益々困難となるのであるが、最近經濟社會の發展傾向に鑑み、更に又課稅技術の幼稚なること、租稅道義の極めて低く個人所得狀態の暴露を厭ふ風習等より考ふれば、英國所得稅は習ふべき幾多のものを保有するかに見える。

以上英米の所得稅制度の概要を考察し、更にその特質を比較して英國の所得稅の實際的なるに對して米國の所得稅の理想的なるを見た。かくて現在の如く租稅道義の極めて低く徵稅技術の幼稚なる時代に於ては英國式所得稅の效果的なるを知つた。

我が國に於ける稅制整理の機運は赤字財政と共に益々發展しつゝある。そして赤字財政の切實なる要求は稅制改革に一つの新しい問題を課しつゝある。土方成美博士は最近の論文『誤れる稅制改革の方向』に於て近代稅制改革の目標を論じ、現代の經濟組織は個人に於てあらゆる所得を綜合することを益々不可能ならしめつゝあること、その結果負擔の公平は愈々實現困難となりつゝあることを指摘し、以て現在我が國に於て見るが如き綜合課稅主義の修正せらるべき所以を明にし、人的所得稅より物的所得稅への轉向を提唱せられてゐる。その論旨の是非は姑く措くも、赤字財政の切實なる要求に促されて稅制改革が新しい目標の下に行はれんとする傾向あることは否定し難い。かくて益々英國所得稅の存在を憶ひ出すのである。

(一九三三、二二〇)

25) E. R. A. Seligman; op. cit. P. 34 ff.  
 26) E. R. A. Seligman; op. cit. P. 34 ff.  
 27) 神戶博士 現行稅制及其整理 一七八頁以下、租稅研究、第十卷、二三頁以下。  
 28) 神戶博士 赤字時代の財政問題、一六八頁。  
 29) 神戶博士 租稅研究、第九卷、一頁以下。